省エネ改修に対する固定資産税の減額

**平成26年4月1日以前から所在する住宅のうち、令和6年3月31日までに一定の省エネ改修工事が完了したものについて、申告により固定資産税が減額されます。**

**１．要　件**

（１）平成26年4月1日以前からある戸建て住宅・マンション等の区分所有家屋であること。**（賃貸住宅は対象となりません。）**

※改修後の**住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下**であることが必要です。

※併用住宅の場合（店舗部分と居宅部分が一棟の家屋にあるなど）、**居住部分の床面積が家屋全体の床面積の2分の1以上あることが必要**です。

（２）令和6年3月31日までに、下記の①から④までの工事（外気等と接するものの工事に限る）のうち、①を含む工事が行われていること。（①の工事は必須工事です。）

①窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化等）

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

※マンション等の区分所有家屋の場合、その専有部分について対象工事を行った事が要件となります。共有部分での工事は対象となりません。

※**改修部位が現行の省エネ基準に適合することが必要です**。

（３）当該改修工事に要する費用（国又は地方公共団体からの補助金等を除く自己負担額）が60万円を超えていること、または当該改修工事に要する費用が50万円を超えていて、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円を超えていること。

**２．減額範囲**

住宅一戸当たり120㎡を上限として、住宅に係る固定資産税額の3分の1が減額されます。

※長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2が減額されます。

**３．減額期間**

工事が完了した年の翌年度1年分。

※耐震改修特例の対象となっている年度には減額は適用されません。

※バリアフリー改修による減額と併せての減額適用が可能です。

**４．申告期限**

改修工事終了後、３ヶ月以内に市役所まで申告書と必要添付書類を提出して下さい。

**５．必要添付書類**

（１）改修工事に係る明細書の写し（工事の内容、費用が確認できるもの）

　例：工事明細書・領収書・写真等の関係書類

（２）補助金等の明細の写し（改修工事の費用に充てるための国又は地方公共団体の補助額が確認できるもの）

（３）増改築等工事証明書（当該改修工事により、当該部位が新たに現行の省エネ基準に適合したことにつき、建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人等の有資格者が発行した証明書）

※必要に応じて、現場確認がある場合があります。

（４）長期優良住宅認定通知書の写し（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合）

**６．その他**

　　　申告書には、マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載が必要です。また、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際には、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。別添「本人確認措置のお知らせ」をご参照の上、ご協力をお願いいたします。

提出先及びお問い合わせ

市民部課税課家屋係　市役所１階（７番窓口）

　電話042-378-2111　内線162・163

**[チェック表]**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 必要書類 | チェック欄 |
| ① | 工事終了後、3ヶ月以内ですか。 |  |  |
| ② | 併用住宅の場合  →居住部分の床面積が家屋全体の床面積の2分の1以上ですか。 |  |  |
| ③ | 固定資産税減額申告書の記入は済んでいますか。 | 熱損失防止改修に伴う固定資産税減額申告書 |  |
| ④ | 平成26年4月1日以前に存在する住宅ですか。（賃貸住宅は不可） |  |  |
| ⑤ | 工事内容  (窓の改修工事、床の断熱改修工事、天井の断熱改修工事、壁の断熱改修工事が対象工事となり、窓の改修工事は必須となります。) | 改修工事に係る明細書の写し（工事明細書・領収書・写真等の関係書類、補助金の明細書） |  |
| 改修工事費用が60万円超ですか。  （補助額を除く自己負担額） |
| ⑥ | 改修部位が現行の省エネ基準に適合していますか。 | 増改築等工事証明書 |  |
| ⑦ | 長期優良住宅の認定を受けて改修をしていますか。 | 長期優良住宅認定通知書  （該当の場合のみ） |  |

＊必要書類は全てそろってますでしょうか。書類や要件等のご確認に活用下さい。